

4 分限及び懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員に対する不利益処分として分限処分及び懲戒処分を規定しています。

分限処分は、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、一定の事由がある場合に職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分です。

懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合に、職員の道義的責任を問うことにより公務における規律と秩序を維持することを目的に行う処分です。

京都府における平成20年度に分限処分及び懲戒処分の状況は、第4-1表及び第4-2表のとおりです。

(1) 分限処分事由別処分者数（平成20年度）

第4-1表

【知事部局等】

処分事由	処分の種類 (人)				
	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0(0)	0(0)			0(0)
心身の故障の場合	0(0)	0(0)	32(44)		32(44)
職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	0(0)			0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0(0)	0(0)			0(0)
刑事事件に関し起訴された場合			0(0)		0(0)
条例で定める事由による場合			0(1)	0(0)	0(1)
合計	0(0)	0(0)	32(45)	0(0)	32(45)

(注) 1 降任とは、職員が現に有する職よりも下位の職に任命する処分です。

2 免職とは、その職を失わせる処分です。

3 休職とは、職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分です。

4 降給とは、職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分です。

5 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。

6 () 内の数値は、前年度実績です。(以下同じ。)

【教育委員会】

処分事由	処分の種類 (人)				
	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0(0)	0(0)			0(0)
心身の故障の場合	0(0)	0(0)	169(158)		169(158)
職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	0(0)			0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0(0)	0(0)			0(0)
刑事事件に関し起訴された場合			1(0)		1(0)
条例で定める事由による場合			0(0)	0(0)	0(0)
合計	0(0)	0(0)	170(158)	0(0)	170(158)

【警察本部】

処分の種類 (人) 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0(0)	0(0)			0(0)
心身の故障の場合	0(0)	0(0)	44(54)		44(54)
職に必要な適格性を欠く場合	0(0)	0(0)			0(0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0(0)	0(0)			0(0)
刑事事件に関し起訴された場合			0(0)		0(0)
条例で定める事由による場合			0(0)	0(0)	0(0)
合 計	0(0)	0(0)	44(54)	0(0)	44(54)

(2) 懲戒処分事由別処分者数 (平成20年度)

第4-2表

【知事部局等】

処分の種類 (人) 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	7(5)	0(8)	1(1)	0(0)	8(14)
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
収賄等関係(収賄、横領等)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
道路交通法違反	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)
監督者責任	7(0)	5(3)	0(0)	0(0)	12(3)
合 計	14(5)	5(11)	1(1)	0(1)	20(18)

- (注) 1 戒告とは、職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。
 2 減給とは、一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。
 3 停職とは、職員を懲罰として職務に従事させない処分です。
 4 免職とは、職員を懲罰として勤務関係から排除する処分です。
 5 同一人が複数回にわたって処分を受けている場合は、その延べ人数を記載しています。
 6 () 内の数値は、前年度実績です。(以下同じ。)

【教育委員会】

処分の種類 (人) 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正関係	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
一般服務違反関係(職務専念義務違反、職務命令違反等)	1(4)	0(0)	0(0)	0(0)	1(4)
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0(2)	2(1)	3(6)	2(2)	7(11)
収賄等関係(収賄、横領等)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
道路交通法違反	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)
監督者責任	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
合 計	2(7)	3(1)	4(6)	2(2)	11(16)

【警察本部】

処分事由 \ 処分の種類 (人)	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
一般非行関係 (傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
収賄等関係 (収賄、横領等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
監督者責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (3)